

平成30年度民間保育士等キャリアアップ研修実施要綱

保健衛生・安全対策

1 趣 旨

保育現場においては、園長・主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が多様な課題への対応や、若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられており、職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が重要な課題となっている。

こうした課題に対応するため、民間保育士等キャリアアップ研修を実施する。

なお、本研修は、保育士等キャリアアップ研修の実施について（平成29年4月1日付け雇児保発第0401第1号）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき実施することとし、平成29年度より新たに創設された、技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善のための加算の要件とされているキャリアアップ研修に該当するものである（ただし、2017年度から2021年度までの間は研修要件は課されない）。

2 本研修の目的

保健衛生・安全対策に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。

他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。

3 主 催

山梨県保育協議会（山梨県委託事業）

4 期 日

- (1) 平成30年9月 6日（木）
- (2) 平成30年9月20日（木）

5 会 場

山梨県自治会館「講堂」

〒400-8587 甲府市蓬沢1-15-35

TEL 055-237-5711

6 受講対象者

- (1) 県内の民間保育所、民間認定こども園、地域型保育事業施設、施設型給付幼稚園等に勤務している職員
- (2) それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者
(見込まれる者も含む)

7 定 員

200名

ただし、定員に満たない場合に限り、公立保育所・公立認定こども園・認可外保育施設に従事している職員を受け入れることもある。

8 受講料

500円（テキスト印刷実費・研修会当日徴収）

9 日程及び内容

(1) 平成30年9月6日（木）

- 8:30～ 8:50 受付
8:50～ 9:00 日程説明
9:00～11:00 講義「保育所における感染症対策ガイドライン」
(ガイドラインの理解)
11:00～11:10 休憩
11:10～12:40 演習「保育所における感染症対策ガイドライン」
(感染症の対策と登園時の対応)
12:40～13:10 昼食休憩
13:10～14:40 講義「保健計画の作成と活用」
(個別的な配慮を必要とする子どもへの対応（慢性疾患等）)
14:40～14:50 休憩
14:50～16:30 グループ討議「保健計画の作成と活用」
(子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成)
16:30～16:40 休憩
16:40～17:30 演習「事故防止及び健康安全管理」（組織的な取り組みと
救急措置及び救急蘇生法の習得）

(2) 平成30年9月20日（木）

- 8:30～ 8:50 受付
8:50～ 9:00 日程説明
9:00～11:00 グループ討議「保育所における感染症対策ガイドライン」
11:00～11:10 休憩
11:10～12:40 講義「保育の場において血液を介して感染する病気を防止
するためのガイドライン」
12:40～13:10 昼食休憩
13:10～14:40 演習「事故防止及び健康安全管理」
14:40～14:50 休憩
14:50～16:20 演習「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時
の対応のためのガイドライン」
16:20～16:30 休憩
16:30～17:30 演習「安全な環境づくりと安全の確認方法」

10 講師

げんきキッズクリニック 院長 宮本直彦
帝京学園短期大学 保育科 教授 井上聖子

11 受講申し込み

本研修事業は、技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善におけるキャリアアップ研修に該当することに鑑み、申し込み手続き等は、施設長が行うこ

ととします。職員の個別申し込みは一切認められません。

施設長は、所定の申込書により公印を押印し、郵送もしくは持参により平成30年7月31日(火)17時までには主催者あて提出してください。(期限厳守。7月31日当日消印有効)

締切日以後の受付はいたしかねますので、ご了承願います。

12 受講決定について

主催者は期日までに申し込みのあった受講希望者の一覧を作成し、山梨県あて提出し、受講者の決定をしていただきます。

(1) 定員内の場合

受講対象者としての要件を満たしている全ての方に受講していただきます。

併せて、公立保育所・公立認定こども園・認可外保育施設に従事している方を受け入れることとします。

(2) 定員を超過している場合

山梨県において基準を設定し受講者を決定していただきます。

主催者は山梨県より受講決定の確認があり次第、8月27日(月)までに受講の可否について文書により通知いたします。

13 受講修了の要件について

次の全てを満たした受講者に対して山梨県による修了証が発行されます。

- (1) 2日間、遅刻や途中退席がなく全15時間研修を受講
- (2) 主催者の依頼するアンケートに回答
- (3) 研修終了後、速やかに研修レポート作成し、施設長あて提出

14 受講者の留意事項等について

受講定員を設け実施する研修であり、処遇改善につながる観点から、次のことに留意し、施設を代表していることを常に自覚して受講してください。

- (1) 研修日における受講確認について
 - ① 開始時、受付において出席確認を個別に行うこと
 - ② 終了時、受講確認印を受けて退席すること
 - ③ 原則として、遅刻及び途中退席は認められません
- (2) 研修日に持参するもの
 - ① 筆記用具・ノート等
 - ② 昼食(休憩時間が30分であり、会場内にて昼食となるため)
 - ③ 研修中の飲料水等(主催者による準備はありません)
- (3) 研修への積極的参加
 - ① 会場内の混雑が予想されるため、席の確保等譲り合いの協力をお願いします。
 - ② グループ討議等への進行管理には各自積極的に参加してください。
 - ③ 同一施設より複数参加される場合であっても、代表者が受付等を行うのではなく、各自が行動してください。
- (4) 研修受講後の提出物
 - ① 主催者によるアンケートへの回答

② 研修レポート（内容及び提出方法等は研修 2 日目に指示します）

15 施設長等留意事項

本研修の趣旨をご確認いただき、受講者の選定及び進行管理等をよろしくお願いたします。特に次のとおり対応してください。

本要綱及び参加申込書は、山梨県社会福祉協議会のホームページに掲載しますので、様式をダウンロードしてご活用ください。

(1) 受講申し込みは期日厳守にて要綱に示す方法により対応願います。

公印の押印のないもの、ファクシミリ等での申し込みは受理できません。

(2) 研修終了後の対応

① 受講者に研修レポートの作成を課しますので、提出を受け、研修受講の成果を確認してください。

② レポートの「写し」を主催者あて提出していただきます。

提出の目的は、講師等が今後の研修に役立てることを目的としておりますので、修了の可否に使用することはありません。

③ 修了証は、主催者を通じて各施設長あて郵送しますので管理をお願いします。施設及び受講者本人にとり大切な証書であり、紛失等を防ぐための保管方法等につきましては、相互に確認のうえ対応願います。

④ 山梨県及び主催者は、研修修了者名簿を作成することが義務付けられておりますので、申し込み時に取得した個人情報につきましては、厳重に管理して対応させていただきますことをご了承願います。

16 お問い合わせ及び申込書提出先

山梨県保育協議会 事務局（担当者：中村・奈良）

〒400-0005 甲府市北新 1 - 2 - 1 2

山梨県福祉プラザ 4 階（山梨県社会福祉協議会内）

TEL 0 5 5 - 2 5 4 - 8 6 1 0

FAX 0 5 5 - 2 5 4 - 8 6 1 4

17 会場案内図

